

競争的資金等・・・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の別紙「競争的資金等一覧」に定められている研究費及び個人研究費を指す。

責任者等・・・「公立大学法人高崎経済大学における競争的資金等の運営及び管理に関する規程」第3条及び「高崎経済大学における研究活動上の不正行為に関する規程」第4条で定める最高管理責任者(学長)、統括管理責任者(研究担当副学長)及びコンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者(学部長・研究科長・事務局長)を指す。

研究者・・・競争的資金等で研究活動を行う専任教員を指す。

事務職員・・・予算管理、物品調達・検収、旅費計算、監査、競争的資金等に関わる事務局職員を指す。

I 競争的資金等の不正使用防止計画

1 学内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
競争的資金等の責任者等とその責任範囲・権限について、時間の経過により認識が低下する。	・会議等において、最高責任者自ら適宜各責任者に対し責任体制や不正防止について啓発し、意識の向上を図る。
責任者等の交代により、後任者が責任範囲・権限について理解が不足する。	・責任者等の交代にあたっては十分な引継ぎを行うほか、担当部署からの説明も行う。

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
競争的資金等が税金によって賄われていることに対して、研究者・事務職員の意識が欠如している。 競争的資金等の使用ルールが、研究者に十分理解されていない。	・研究者・事務職員向けのコンプライアンス教育や啓発活動、説明会を定期的に行い、競争的資金等に携わる者としての意識の向上を図る。
時間の経過により使用ルールと運用の実態が乖離する。	・運用の実態を毎年度把握し、使用ルールとの乖離が見つかった場合には検討の上、ルールの見直しを図る。
懲戒規程において、不正を行った際の基準が明確でない。	・「公立大学法人高崎経済大学職員の懲戒処分の基準に関する細則」に、競争的資金等の不正使用についての基準を明記する。
コンプライアンスに関する研究者・事務職員の意識が低い。	・意識向上のため、研究者・事務職員の行動規範を策定し、毎年説明会にて周知の徹底を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
研究現場の実態を反映した不正発生要因の把握が不十分である。	・研究者・事務職員が不正使用について話し合う機会を定期的に行う。 ・不正発生要因を整理し、不正防止計画の見直しを定期的に行う。

4 競争的資金等の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
予算執行状況の把握が不十分で、年度末に予算執行が集中する。	・予算執行状況は、研究者・事務職員共に財務会計システムで常時把握できる仕組みとなっているが、研究の進捗に遅れがあると認められる(執行率が低い)場合には状況を確認し改善を求める。

研究者発注時における業者との取引実態が把握できていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者が有する発注権限(立替払いの上限額等)について、ホームページ等で外部に周知する。 ・研究者が立替払いにより購入した際は、購入後速やかに納品検収を受けるものとし、理由なく検収を遅らせた場合は、注意喚起のうえ、必要に応じて支払いをしないなどの措置を取る。 ・内部監査の際に、必要に応じて業者の原伝票との照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行う。
旅行に関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に旅行命令を受けていない出張は認めない。 ・理由なく出張後速やかに出張報告書が提出されない場合は、注意喚起のうえ、必要に応じて以後の旅行命令を認めないなどの措置を取る。 ・用務の内容がわかる添付書類の提出を求める。 ・出張に行ったことが確認できる添付書類の提出を求める。 ・必要に応じて用務先や宿泊先への事実確認を行う。 ・前泊・後泊する際の目安を定める。
謝金・賃金の支払いに関する客観的事実の確認が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に雇用計画書の提出の無いアルバイトの雇用は認めない。 ・学外者へ謝金を支払う場合は、支払いの根拠となる書類のほか、必要に応じて謝金受領者の実在確認のための書類を提出させる。 ・上記のほか、研究者からの業務実施報告書の提出を義務付ける。
換金性の高い物品の管理についての取り組みができていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・換金性の高い物品については、備品に準じた取扱をし、適切に管理する。
特殊な役務に関する検収ルールが不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊な役務は、実効性のある明確なルールを定め、たうで運用する。
癒着防止に向けた取引業者の意識向上のための取組ができていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・不正な取引を行った業者については、取引停止等の措置があること等をホームページで公表する。 ・取引業者に、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者の保護にあたっては、「公益通報者保護法」に基づいた取り扱いを実施する。 ・ホームページ等で、通報後の手続きの流れを公表し、通報者に不利益が生じない旨を学内外に周知する。
研究者等が使用ルールに変更があったことを知らずに公的研究費を執行してしまう。	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の執行方法に関する定期的な説明会の他、文部科学省等の使用ルールに変更があった際には適宜説明会を開催し、認識のずれが生じないよう努める。 ・日常のモニタリングの際に、ルール等の変更点を踏まえたチェックを行う。 ・賃金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールを周知する。
時間の経過により、研究者・事務職員の使用ルールの理解度が低下する。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用ルール等の理解度確認のため、研究者・事務職員向けのアンケートを実施し、理解度の低い項目についてはマニュアルや説明会で強調して取扱い、理解度の向上を図る。

6 モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
不正発生要因に基づいたモニタリング・内部監査を行う仕組みになっていない。	・モニタリング実施項目、内部監査実施要領について、最高管理責任者が不正発生要因を踏まえたものになっているかの確認を行う。

II 研究活動上の不正行為防止計画

1 研究活動上の不正行為を抑止する環境の整備

研究活動上の不正行為を抑止する環境整備がなされていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理教育を定期的実施し、研究者倫理を向上させる。 ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの改正及び全国の不正事案の動向に合わせ、関係規程も改正することで抑止する。 ・研究者に対して、一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける。
懲戒規程において、不正を行った際の基準が明確でない。	・「公立大学法人高崎経済大学職員の懲戒処分の基準に関する細則」に、研究活動上の不正行為についての基準を明記する。

2 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
研究現場の実態を反映した不正発生要因の把握が不十分である。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者・事務職員が不正行為について話し合う機会を定期的設ける。 ・不正発生要因を整理し、不正防止計画の見直しを定期的に行う。

3 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生の要因	不正防止に向けた取組
不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。	<ul style="list-style-type: none"> ・通報者の保護にあたっては、「公益通報者保護法」に基づいた取り扱いを実施する。 ・ホームページ等で、通報後の手続きの流れを公表し、通報者に不利益が生じない旨を学内外に周知する。